

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和2年4月30日（木曜日）
午後1時48分開会、午後4時0分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
八重樫政策企画部長、岩渕副部長兼首席調査監、照井政策企画課総括課長、
加藤政策課長、藤原広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、
村上参事兼人事課総括課長、小原参事兼財政課総括課長、藤澤総合防災室長、
奥寺税務課総括課長、平野管財課総括課長、坂本防災消防課長、
佐藤総務事務センター所長
 - (3) ふるさと振興部
佐々木ふるさと振興部長、高橋交通政策室長、古舘科学・情報政策室長、
川村企画課長、松村市町村課総括課長、
 - (4) 復興局
大槻復興局長、菊池副局長
 - (5) 警察本部
大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、米沢参事兼会計課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第1項
第1条第2項第1表中
歳入 各款
歳出 第2款 総務費
 第1項 総務管理費
 第2項 企画費
第9款 警察費
第14款 予備費

(2) 議案第4号 岩手県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を
求めることについて

9 議事の内容

○**岩淵誠委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第9款警察費及び第14款予備費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原参事兼財政課総括課長** 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、県民に必要な医療体制を提供する医療機関の機器整備、感染拡大を防止するPCR検査体制の充実などに加え、緊急の経済雇用対策などを行うために必要となる予算を計上したものであります。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513億4,702万6,000円を追加し、補正後現計を9,946億9,689万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから4ページの第1表のとおりでございますが、これにつきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、5ページからの第2表債務負担行為補正のとおりでございますが、追加、変更とも当委員会所管のものはございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入につきまして御説明申し上げます。9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、感染症予防費の補正などに伴い増額するものであり、3,164万8,000円の増額でございます。

次に、4ページからの2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から、7ページの9目教育費補助金までであります。これは生活福祉資金貸付事業や軽症者の療養のための宿泊施設の確保事業など、国の補助事業を活用して実施する事業のほか、これらの補助事業の地方負担分につきましては、今般新たに創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。また、中小企業者等への家賃補助などを内容とする地域企業経営継続支援事業費補助など、単独事業の多くにつきましては、当該交付金を充当しております。国庫補助金の総額は57億4,408万3,000円の増額でございます。

次に、8ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金からの繰入金のほか、今般の補正に伴い必要となる一般財源につきましては、地方創生臨時交付金を充当しない経費への対応財源として、財政調整基金を取り崩すものでございまして、10億5,310万2,000円を増額するものでございます。

9ページ、14款諸収入のうち4項貸付金元利収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の補正に伴い436億円増額するものでございます。

次に、10ページ、8項雑入につきましては、ただいま申し上げた貸付金に係る利子補給などであり、9億1,819万3,000円の増額でございます。以上御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は513億4,702万6,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。11ページをお開き願います。2款総務費のうち1項総務管理費でございますが、2目人事管理費と7目情報システム管理費につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、検査や衛生指導等の業務を担う保健師等の専門職員を会計年度任用職員として任用するほか、県庁舎等への赤外線サーモグラフィーの配備や、在宅勤務体制整備のための端末購入等に要する経費について補正するものであり、1億1,962万8,000円の増額でございます。

次に、12ページ、2項企画費につきましては、1目企画総務費及び3目広聴広報費につきまして、東日本大震災津波伝承館に赤外線サーモグラフィー等を整備する経費や、感染症拡大防止に関する知事メッセージや、事業者向け支援策の周知に要する経費について補正するものであり、1,113万4,000円の増額でございます。

少し飛びまして、26ページをお開き願います。9款警察費、2項警察活動費でございますが、1目一般警察活動費につきまして、警察活動における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費であり、4,509万7,000円の増額でございます。

少し飛びまして、34ページ、14款予備費でございますが、感染症対策に関し、現在想定されない事態に速やかに対応するための経費でございまして、3億円を計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木順一委員 歳入全般についてお伺いいたします。

先ほど本会議で答弁がありました。国庫補助事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金とのことでありまし

た。改めて聞きますが、それぞれの交付金の本県配分額は幾らでしょうか。

国の事業については、一般的に裏負担が伴って2分の1や3分の1、あるいはものによっては全額国負担ということもあるかもしれませんが、今回の県の負担分は、臨時交付金を全て宛てがうのでしょうか。

また、一般財源に計上されている財政調整基金を取り崩した3億9,000万円余ですが、予備費はわかりましたが、ほかにどのような事業に宛てがうのかお聞きします。

○小原参事兼財政課総括課長 まず、今回の本県配分額ですが、本会議で御答弁ありましたとおり、新たに二つの交付金が創設されることになっております。

まず一本が、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でして、新型コロナウイルス感染症対策等について、本来の補助として充てるものです。

もう一本が内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でして、こちらは、交付限度額が人口や感染状況、国庫補助事業の地方負担額に応じて算定される状況になっており、国庫補助の裏負担、地方負担と県単独事業に充てる状況になっております。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、補助事業が今後決定されるということであり、今の時点で本県にどの程度配分されるかはわかっておりませんので、必要なものにつきましては積極的に予算計上して、その交付金を充当しているところです。

あわせて、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金につきましても、補助事業の裏負担に充てるものと単独事業ですので、先ほど申しました補助事業を積極的に活用したのにつきましても、原則的に裏負担に交付金を充てておりますし、単独事業につきましても、原則その交付金を充てているものです。

その例外的なものについてはありますが、新たな貸付金創設に伴う利子補給や保証料補給、または在宅勤務環境のための端末整備につきましては、本来、特別交付税で措置されるべきものであり、明らかに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が当たらないであろうということで、財政調整基金を取り崩して充当しているところです。

また、私立学校の奨学金給付につきましても、国が通常措置している予算で対応するとお伺いしておりましたので、今回の国の補正予算に対応したものではないことから充てていない状況です。

○佐々木順一委員 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金と厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を一つの財源にして、県の負担についても県単独事業を含めて新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充てる、よって一般歳出の県独自の持ち出しはないということで理解をいたしました。

ただし、奨学のための支援給付事業や貸し付けの利子補給、あるいは予備費に財政調整基金を取り崩して充てて、予備費以外は特別交付税で面倒を見てもらうことになっているということではないのですか。

○小原参事兼財政課総括課長 基本的に今委員からお話があったとおりです。

ただ、今回は特別交付税で措置されるであろうものにつきまして、特別交付税自体での予算措置をせず、財政調整基金で検討しております。といいますのも、特別交付税自体の総額が決まっておりますので、今回どの程度の配分になるかが明らかでないため、そちらが特別交付税総額の範囲で、今後ふえる見込みであれば、最終的に整理をさせていただきたいと考えているところです。

○佐々木順一委員 いずれ、臨時交付金の要綱はまだ決まっていないと思います。東日本大震災津波で、特に財政課の皆さんはさまざま苦勞をされた経験をお持ちだと思いますので、その経験を踏まえて、いい意味で予算編成の見切り発車をして、きょうの臨時会に提案をしたと私は理解しておりますので、皆様方の御努力には敬意を表したいと思っております。

さて、この臨時交付金についてであります。平時は基本計画を出して、1カ月から2カ月、いろいろあてもない、こうでもないという国の指導も受けながら審査を受けてきたと思うのですが、今回もそういう内容になっているのですか。

○小原参事兼財政課総括課長 今わかり得る範囲での情報では、基本的に地方公共団体が策定する実施計画書に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費と国庫補助事業につきまして交付することになっておりますので、計画書を提出した上でということで理解をしています。

○佐々木順一委員 緊急事態でありますので、表現は悪いのですが、ある程度つかみ金でも私はいいと思うのです。もしできるのであれば、国でもっと簡素化していただいて、短期間のうちに交付していただけるように、もっと乱暴なことを言えば、大規模災害や自然災害のときには査定前着工ということもあるわけですし、岩手県庁はどこにも逃げないので、事後処理でもいいと思うのです。みんな同じ悩みといいますか、問題を持っていると思いますので、そういったことを内閣府にぜひ要望をしていただきたいと思います。本来、議会がそういったことを内閣あるいは政府に強く主張していくものではないかと思っておりますので、一人の議員としていろいろ微力を傾注させていただきたいと思っております。

次に、先般、岩手県では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて企業への協力要請を行いました。これは第24条第9項、いわゆる一般的な協力要請と理解しておりますが、4月25日から5月6日まで、協力要請をした状況、協力度合いはどうなっているのでしょうか。簡単に言うと、皆さん快く協力に応じてくれたのか、現時点における状況をお知らせ願います。

○加藤政策課長 協力要請に対する現在の状況ですが、接待等を伴う飲食店につきましては、岩手県社交飲食業生活衛生同業組合に聴取いたしまして、会員には休業の要請をしており、会員からも了解を得られているとのこと。ただし、組合に属していない個人の店舗も多く、全てを把握している状況ではありません。

パチンコ店を初めとしました遊技場につきましては、岩手県遊技業協同組合に確認しましたところ、117店舗の会員全て休業ということになります。

その他の運動施設あるいは集会場等ですが、岩手県興行生活衛生同業組合を通じて確認したところでは、映画館を含めまして休業している状況です。

把握している範囲は以上です。

○佐々木順一委員 岩手県民ならではだと思えます。皆さん、物事の重要性をしっかりと受けとめて、岩手県民のために進んで協力されていると受けとめたところであります。

この際ですから、予算と違うかもしれませんが、聞くところがないので、改めてこの委員会で聞かせていただきたいと思いますので、委員長よろしくお願いします。

きのう全国知事会のテレビ会議がありました。メディアを通じて一部内容が報道されておりますが、次の三つの点について、知事の見解とその理由について、改めて議会からも確認しなければいけないと思えますので、ぜひ御答弁をお願いします。

一つ目は9月入学制度の是非について、二つ目は緊急事態宣言の延長の是非について、三つ目は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請に応じない事業者に対して罰則規定を設けることの是非について、間接的で申しわけないのですが、直接、知事に聞く機会がないものですから、改めて、知事の見解と理由を部長にお聞きいたします。

○八重樫政策企画部長 きのうの全国知事会議の本部会議に知事が出席をいたしまして、知事会が提案した新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言に対し、意見を申し上げた中身でございます。

まず、地域の状況について、本県が不要不急の外出の自粛あるいは先ほどお話のあった休業協力要請を行っていることについて御紹介をいたしました。また、県域をまたいで移動の自粛に加えて、前にいたところから来た方に対する2週間の不要不急の外出自粛について、やっている県もあれば、そうでない県もありますので、本県の状況を御説明したところでは。

委員から御指摘のあった国への緊急提言についてのうち、まず、9月入学についてであります。知事からは、県内の県立高校の休校は5月6日までで、平日だと4月30日と5月1日の2日間であるので、9月入学の必要性は今のところあまりないというお話をしました。知事会として国に検討を求めることには反対しないが、休校が長期化すると、履修の確保がなかなか困難になるという実態はあると思うという意見を申し上げたところで。

休業要請の是非、あるいは特措法第45条第2項等によって協力要請をしても応じないところに対して、店名を公表したり、あるいは休止の指示をすることについて、知事会として、実効性のある防止対策の強化について、法制度を含め早急に実効性を担保する措置を講じてほしいという緊急提言を行うことについて、知事からは意見は申し述べておりませんが、各県の知事からはいろいろな意見がありましたので、今知事会で緊急提言案を取りまとめているところです。

○佐々木順一委員 9月入学の件についての知事の見識は正しいと思えます。今求められているのは、入学時期を切りかえるという問題ではなくて、いかに新型コロナウイルス感

感染症防止対策を徹底してやるかということと、経済対策をしっかりとやって企業を倒産させないように、失業者をふやさないように、出さないように、そして大学生、高校生、生徒、児童たちに、いかにして学びの場をしっかりと保障してやるかだと思うのです。テレビを見てみると、ほとんどの知事が9月がいいと言っておりましたが、9月で新型コロナウイルス感染症が終息するかはわからないわけでありまして、1年続くかもしれません。どうなるかわからないのに、知事会がこういうことを全国民に表明して、子供や親御さんを混乱させたわけです。いかにして失われている今の授業を確保していくか、ここに全力を傾注して、新型コロナウイルス感染症対策に全ての力も金も集中するのが知事会の取り組みだと思います。ですから、知事会がこういうことをぶち上げたことは、一言で言えばあまりよろしくない、もっと言えば見識を疑うところでもあります。ぜひ知事には、この点についてはもっと明確な姿勢を、あるいは発言をしていただきたいと思います。

○八重樫政策企画部長 ただいまの9月からの入学の関係につきましては、もちろん賛成される知事もおりましたが、今委員からお話のあったとおり、全国一斉の緊急事態宣言が出されている中で、今取り組むべきは何よりも拡大阻止への取り組み及び医療体制の整備だという意見を述べられる知事もありまして、最初に出された全国知事会の緊急提言の案は、9月入学制の検討も含め、国としての方針を示すことという内容でありましたが、きのうのさまざまな意見、議論を踏まえて、現在のところでは9月入学制についても国家的重要課題であるが、政府においては国民的な骨太の議論を行うことという内容に修正される見込みとなっているところです。

○佐々木順一委員 このような協議は、いずれ冷静なときに、しっかりと落ち着いた社会情勢の中で行っていただきたいと思います。

それでは休業協力金に戻ります。緊急事態宣言は、当初は5月6日までということでありましたが、それが5月いっぱいまで延びる可能性が高くなってきました。この協力金は5月6日までを区切りとしていると思いますが、その後はどうなりますか。また、緊急事態宣言を継続することについて、これで一区切りなのか、また継続するつもりなのか、今検討中なのか。検討中でも消極的なのか、積極的なのか、いろいろ考え方はあると思うのですが、御答弁をいただきたいと思います。

○白水総務部長 休業協力金につきましては、先ほど本会議でも答弁させていただきましたが、我々の基本的なスタンスとしては、まず休業協力金の前提となる休業要請を出しましたが、そのさらに前提となるものは、国が47都道府県全体に緊急事態宣言を行ったことでもありますので、まず国の責任において、休業要請の対象となる行為、施設等の範囲等をしっかりと示すべきだと、全国知事会を通じて国に要請をしているところです。

したがいまして、これからゴールデンウィークの期間中に、国がまた新たに方針等を出してくると見込んでおりまして、その内容がどのようなものかをしっかりと見た上で、その協力金をどのように管轄するか、国や隣県の動向などを踏まえまして、総合的に対応を検討していかなければいけないと考えております。

○佐々木順一委員　そもそも損失に伴う補償であったのが、いつの間にか協力金に置きかわり、こんなものかという今の漠然とした雰囲気になっていますので、そもそも論に戻って、これを国に要望しなければならぬと思います。

国は、休業に伴う補償金は認めないという方針を今でも崩しておりませんが、臨時交付金を使って地方が協力金として支給するならばいいというところでもあります。けれども、国が協力金を配るのはだめで、地方ならなぜいいのだという素朴な疑問がここにあります。もともとの原資は税金です。出口が違うだけで、一言で言えば、中身は税金で包装用紙を変えただけなのです。

この非常事態に、そんな言葉遊びをしているような状況ではないと思いますので、ぜひここは協力金という言葉の遊びではなく、しっかりと損失に伴う補償ということをもっともっと強く要望していかなければならないと思います。

今申し上げた原資は税金、出口が違うだけ。これは多分、県民の皆さんもおかしいと思っています。この言葉の遊びをどう理屈をつけて県民に納得させるのですか。納得させるような何か論拠はありますか。総務部長にお聞きします。

○白水総務部長　非常に重要な御指摘をいただいたとっております。これは、岩手県に限らず全国的にも、まさに補償なくして休業なしということで、そもそも補償をとるのは、岩手県民の皆さんもそうだと思いますし、全国の声ではないかとっております。委員からも御指摘がありましたが、国の考え方について、対応にスピード感がないことも含めて、非常に問題ではないかとっております。これについては、いろいろ報道等もされておりますが、国の財政当局が補償金といったときの定義は何なのか、あるいは対象は何なのか。直接休業要請をした施設だけではなく、そこにいろいろ納入等をしている事業者、あるいはもっとさかのぼって農林産物を供給している、例えば一次産業までさかのぼればいいのか、その対象がはっきりしていないことと、これらの金額はどこまで広がるかわからないということで、非常に考え方を限定していることであります。

そういった中で、国の大臣の、協力金であれば対象にしますという発言を受けて、岩手県も含めて全国が協力金という形でやっているのですが、先ほど財政課総括課長が答弁いたしました。その臨時交付金がしっかり交付されるのかどうか、また対象がこうなりますというような具体的な行政文書をまだもらっておりませんので、我々はあくまでも見込みで動かざるを得ない状況にあることは非常にじくじたる思いであります。

いずれにいたしましても、国がしっかりした対応をしないのであれば、自治体が責任を持ってしっかりやるということで、これは地方分権の発想にもつながりますが、我々もそういった強い思いで臨んでいきたいとっております。きょうもまさにそういう意味では予算を審議いただくわけですが、県民の皆様をしっかり理解をいただけるように、審議の中身の過程も含めて説明をさせていただければと思っております。

国が緊急事態宣言を47都道府県に出している以上、しっかりとそういうことも考えてくれということで、きのうの全国知事会でも改めて議論になりましたし、県としても、国に

しっかりと声を届けていきたいと考えております。

○佐々木順一委員 これは国民一人一人の生存に直接関係することです。それを国がまず逃げて、地方の財政力に任せると言う。地方分権と部長は言いましたが、本来これは地方分権の一般政策ではないのです。日本全国民一人一人の生存にかかわる問題であるから、内閣総理大臣が全国に非常事態宣言を発令したのです。本来、国が全て腹を決めて責任を果たすべきだと思います。

日本銀行も国債の購入上限額を撤廃しましたので、簡単に言うと、金を調達しようと思えばいくらでもできるということです。ですから、ここはまず損失に伴う補償、あくまでもこれを求めていただきたいと思っております。

最後に、県政広報事業についてお伺いします。先ほど事業者向けのパンフレットといった事業の説明がありましたが、個人向けはないのですか。

○藤原広聴広報課総括課長 リーフレットという形になりますが、まず第1弾といたしまして、本日から、コンビニや県、市町村の施設等で配ります。内容的には知事の緊急事態宣言の内容と、相談窓口、雇用関係などを含めまして、事業者を含めて県民の皆様向けのものとなっております。

○佐々木順一委員 いろいろな制度が事業者向けと同様に個人向けにもあります。また、国が直接やるもの、県がやるもの、あるいは市町村がやるものと広範多岐にわたっております。できれば、国の支援には事業者向け、個人向けにこういうものがありますとわかるように、例えば、表は事業者向け、裏は個人向けでもいいので、事業者に限定せず個人向けまで網羅した見やすく、そして、短いセンテンスで支援策の内容をわかりやすくまとめたものを作成していただきますようお願いを申し上げまして終わります。

○岩崎友一委員 まず一点目は、佐々木順一委員からお話がありました今回の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の関係であります。全体で1兆円という枠で、全国の都道府県、市町村に割り振りをするとのことですが、先ほどの答弁ですと、岩手県への交付額が決まっていないとのことでした。もう一度確認なのですが、交付決定までの過程、プロセス、時期も含めてお伺いします。また市町村も同じようなスキームで進めるのかについてもお伺いします。

○小原参事兼財政課総括課長 正式なスケジュール感につきましては、まだこちらに示されているものではありませんが、手続的には先ほど申しましたように、各地方公共団体ごとに、地方単独事業の所要経費や国庫補助事業の地方負担額を踏まえた実施計画を作成の上、国に提出して決定していただくというスキームになると伺っております。そのスケジュールが示され次第、早急に動くことで考えております。

○松村市町村課総括課長 市町村におきましても、県のスキームと同じように計画を策定して提出すると考えております。

○岩崎友一委員 今本当に非常事態で、仕事がただでさえ忙しいのに、そのやり方自体どうかという思いも我々自由民主党としてもあるのですが、もう一度、総合的な話をしたい

のですが、今回、財政調整基金4億円弱を崩して予算化していますが、県の財政調整基金残額はどのようになるのでしょうか。

○小原参事兼財政課総括課長 今回財政調整基金4億円弱を取り崩したことによりまして、令和2年度末の基金残高は90億円余を見込んでおりまして、いわゆる主要3基金と呼んでおります財政調整基金、県債管理基金、地域振興基金と合わせまして172億円余の残高を見込んでいます。

○岩崎友一委員 なぜこの財源を気にするかといいますと、緊急事態宣言が恐らく延びるだろうと予測されるからです。佐々木順一委員からも協力金の話がありましたが、経済がぼろぼろになっていますので、矢継ぎ早に政策を打っていかねば、事業者が倒産していくだけという状況にあります。これは東日本大震災津波以上という認識でよろしいかと思えます。今回も貸付金に関しては413億円と、金額的にはかなり大きいのですが、東日本大震災津波の被災地ではほとんどの事業者がかなりの借金をしている上に、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見えず、いつまで幾ら借りればいいのか見通せないのが現状であります。借りたものはいずれ返さなければならぬために非常に苦労していますので、できるだけ給付金という形でお金を給付していかねばならないと思うのです。

国が全国統一でいろいろな給付であったり、政策を展開するのは難しいと思っていて、なぜなら、例えば数万人いる大企業と夫婦2人でやっている事業者、あるいは都市部と地方では、雇用形態や事業規模が全然違っており、それを国が全部面倒を見るというのは非常に厳しいものがあると思うからです。今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1兆円という枠は少ないと思うので、全国知事会としてしっかりと要求をした上で、それぞれの都道府県に合った施策、つまり事業者にしっかりと行き渡るような支援をすべきであると思えます。

また、休業要請につきましても、緊急事態宣言が全国に出されたあと、それに対して休業要請をするかどうかは都道府県知事の判断というルールになっています。東京都と岩手県では、休業要請を出す対象が全然違ってきます。

地域性もありますので、国がやるべきこと、県がやるべきこと、しっかりと整理をして取り組んでいく必要があると思うのですが、県としてどのように考えておられるのでしょうか。

○白水総務部長 非常に重要な指摘をいただいたと思っております。感染が拡大している東京都や大阪府と、岩手県を含めた北東北では当然状況が違いますので、それに応じた対策を打てるようにとの国からの大型臨時交付金であり、これは地方創生の観点も含めまして、地方のさまざまな特性あるいは課題等を踏まえてやれる仕組みであると理解しております。そういう意味では一定評価できる場所ではありますが、そうしますと全国で1兆円で足りるかということになってきます。きのう開かれました全国知事会でも多くの知事が、さまざま施策をやるに当たってこれでは足りないとおっしゃってしまっていて、緊急提言に盛り込まれたところでもあります。また、使い勝手のよさという意味では、先ほど財政課総括

課長が答弁いたしました。実施計画を地方につくらせて、それを国が審査をするという状況ですので、地方としてはどうしても身構えてしまうところがあります。そういった課題についてはしっかりと国に対処していただきたいと思いますが、発想としては、その地域の特性に応じて、さまざま迅速に手を打っていくということだと考えております。

○**岩崎友一委員** 確認ですが、今の白水部長から答弁いただいた内容は、全国知事会としての共通理解ということでしょうか。全国知事会とはいいますが、先ほどの9月入学のように考え方に温度差があると思います。全国知事会の考え方として、国がやるべきことは国、地方は地方という整理をするべきだということでしょうか。

○**白水総務部長** これまで全国知事会でさまざま提言をされてきております。きのう議論になりましたのは、まさにこの交付金の総額の大幅な増額、さらに追加の経済対策についてもよろしく願いますということでありました。国がやるべきこと、あるいは地域の特性に応じてやることもありますので、それに伴う財源をしっかりと措置してくださいという議論でありました。先ほど八重樫部長からも答弁いたしました。きのうのいろいろな議論も踏まえまして、今緊急提言の最終確定を行っているところでありますので、その内容が確定いたしましたら、またお知らせ等をさせていただきたいと思っております。

○**岩崎友一委員** 了解しました。みんな責任転嫁のように、国に要望しますではなくて、国と都道府県の役割分担について、しっかりと整理することが必要だと思います。日本全国となると多くの地域性がありますので、それを国が全部やるとなると厳しい部分がたくさんあると思います。そこはしっかりと整理をした上でやっていただきたいと思っております。

先ほど確認しましたが、財政調整基金単独の今年度末における残高は90億円余の見込みとのことであります。今回は東日本大震災津波のとき以上に経済への影響が出ています。広島県だったと思うのですが、いいか悪いかは別として、財政調整基金をかなり取り崩して単独でどかんと行うとのことであります。今回の補正に対する国からの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の配分額がわからないので、次の財政計画を立てられないのはわかるのですが、今後第3次、第4次補正予算を行っていくに当たり、どのタイミングでどう使うか、それぞれ考え方はあると思うのですが、現段階で県はどのような考えを持っているのでしょうか。

私も小さいながら事業をしていて強く感じるのですが、1カ月でキャッシュフローが全然違うのです。例えば1,000万円ほどで三、四カ月は何とかしのげたとしても、それ以降も40%、50%と落ち込んでしまったら、それはもう大変なことになってしまいまして、当然返済できなくなってしまうわけでありまして。当社も決して余裕がある会社ではないのですが、飲食やホテル関係はもっと苦しい状況にあると聞いています。後手、後手に回るほど、どんどん倒産がふえてしまうと懸念しております。今は第2次補正予算を審議していますが、次の補正予算についても考えていくべきだと思っております。知事の指示、あるいは県の考え方はどうなっているのかお伺いします。

○**白水総務部長** 岩崎委員から、非常に大事な御指摘がございました。先ほど御答弁申し

上げましたが、恐らくゴールデンウィークのころに、国がまた新しい方針を出してくると思いますので、それを踏まえて新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じていかなければならないと考えております。

国もきょう補正予算の最終審議をしているとのことでもあります。さらに国政の与野党間で家賃支援など、さまざま新しい視点での話も出てきております。そういったことを踏まえて、県としてもやっていくべきことがこれからも出てくることは当然想定されますので、しっかりと対策を講じていくことが前提だと思っております。

一方で、財政調整基金の状況であります。先ほど財政課総括課長から答弁させていただきましたが、もともとの見込みでは、令和元年度末は200億円を超える額が残るのではないかと見込んでいたところですが、今回のことを含めて、単年度で100億円を簡単に切るような厳しい状況でもあります。

したがって、現時点で90億円といっても持続可能かどうかという点では非常に厳しい状況であると認識しております。他県の動向を見ますと、岩崎委員御指摘のとおり、もっと少ないところもあるのかもしれませんが、我々としては新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとやるための財源確保も同時に必要であります。

そういう意味では、先ほど申し上げましたように、国からの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金がしっかりと交付されることが前提になることから、国の動向と財政調整基金の動向を見ながら、必要な対策をしっかりと打っていくという姿勢で臨みたいと考えております。

○岩崎友一委員 今を乗り切らなければ将来もないので、いずれは赤字国債なり建設国債を発行するという形になるとは思いますが、とにかく国から出してもらえるものは出してもらわなければならないと思っております。

国からお金を引っ張ってくるにしても、今は岩手県から出られない状況にあります。出せば、戻ってきてから2週間は自宅にいなければなりません。現在、岩手県で機能しているのは東京事務所だけではないかと思うのですが、省庁やさまざまな党本部にしっかりと働きかけてもらわないといけないのですが、東京事務所の活動状況はどのようになっていますでしょうか。

○村上参事兼人事課総括課長 東京事務所を初めとした県外事務所におきましては、本県よりも先に緊急事態宣言の対象地域に含まれていましたので、在宅勤務を先行して実施しております。東京事務所では、4月9日から在宅勤務を実施しておりまして、出勤率は約3割程度にしております。

今は接触8割減と言われていたこともあり、省庁等にも省庁外の職員は入れないため、東京事務所でも省庁等を回っての活動は十分にできない状況だと聞いております。

○岩崎友一委員 わかりました。東京都がそのような状況であれば仕方ないと思うのですが、いずれにしても、自由民主党としてもしっかりと事業費の確保、交付金の確保には努めますが、岩手県は感染者ゼロということで蚊帳の外に置かれないように、経済的な影響

も出ていますし、万が一感染者が出れば、医療体制が脆弱な岩手県にとっては他県よりも深刻な状況にもなりかねませんので、書面やウェブ会議等何か活用しながら、しっかりと活動するようお願いしたいと思います。

最後に1点、いわて！わんこ広報室をきのうたまたま見たのですが、空き家相談窓口について放送していました。せっかくの県政番組ですので、新型コロナウイルス感染症で大変な状況の中、通常どおりの番組を放送するのではなくて、新型コロナウイルス感染症に対する県の政策、あるいは医療現場で頑張っている人たちへ応援メッセージを送るなど、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容の番組にしたほうがいいのではないかと思うのですが、県としてどのように考えますでしょうか。

○**藤原広聴広報課総括課長** 空き家対策につきましては、テレビの制作の関係で先に進めていたものであり、どうしてもこのタイミングでの放映になったものでございます。次週は、新型コロナウイルス感染症関係や特殊詐欺の関係、その翌週5月11日からは融資関係や経営支援等の番組を放映する予定であり、順次、新型コロナウイルス感染症の内容に切りかえる形で対応してまいります。

○**工藤大輔委員** 財政調整基金と主要3基金の関係についてお伺いします。

財政調整基金が残り90億円余とのことでありますが、今回休業要請された事業者への協力金が10万円とのことで、他県と比べても低いと思えました。県の財政状況を加味したのか、あるいは第2弾、第3弾を想定しての金額だったのか、さまざま考え方や意見もあったと思うのですが、どのような理由で10万円という政策判断をしたのか伺います。

また、基金の基本的な考え方について、財政調整基金は財政が足りないときの補填であったり、そのほかには施設等の管理等で基金を積んでいくこともありますが、この非常事態において、基金の活用を今までにない考え方で対応していくべきだと思いますが、基金の考え方についてお伺いします。

○**小原参事兼財政課総括課長** まず財政調整基金の考え方につきましてお答えいたします。基本的にいろいろな考え方がありまして、いわゆる財政規模の5%と言われることもあります。近年におきましては、各地方自治団体は財政的にかなり苦しく、その額を確保できない状況にあります。一律にどれくらいというのはない中で、財政調整基金を一定額積み立てておく理由としましては、災害対応や緊急事態への対応のためですが、近年の災害対応につきましては、補助率がかなりかさ上げされる状況であったり、地方の一般財源の負担が極力生じないようなスキームになっている状況もありまして、県としてどのくらい積んでおけばよいのか非常に難しい状況です。

とは言え、積み立てが全くないという状況は厳しいということと、本県におきましては、ここ一、二年、当初予算編成時に80億円、90億円程度の財政調整基金を取り崩している状況ですので、一定額につきましては確実に確保しておきたいと考えているところです。

○**白水総務部長** 休業協力金の件について、御答弁をさせていただきます。これにつきましては皆さん御承知のとおり、まず東京都が先陣を切ったという経緯がありまして、東京

都等については、宣言があった4月上旬、3日だったと思いますが、1カ月間の休業ということで金額等が計上されたということです。本県につきましては、その後に国の緊急事態宣言が全都道府県に拡充されたこともあり、休業要請の対象期間は4月25日から5月6日までの約12日間でした。よって、その対象期間が1カ月であったり、12日間であったりという違いがありました。また、本県独自の支援制度として、家賃補助についても措置させていただきました。協力金と家賃補助については併給といいますか、両方を受け取ることもできますので、その対象が重なる事業者については、最大で、10万円プラス3カ月間30万円の40万円という金額になっております。

また、先ほども御答弁申し上げましたが、そもそも臨時交付金の対象になるのかということをお大臣が発表されたのですが、我々行政の立場からすると、しっかりと行政文書でほしいのですが、それがまだない状況です。かつ、今回まさに100メートル走を走って終わりではありません。ある程度長期のことも想定して対応しなければいけないとなりますと、財政調整基金、我々の財政力も勘案して決めていかないとはいけません。あるいは隣県の状況ももちろんあります。さまざまな点から考えさせていただきまして、協力金を10万円と設定させていただいたところです。

○**工藤大輔委員** 家賃補助等も給付要件等があるので、勘案しながら、厳しい状況をしつかり乗り越えられるような対策をしていただきたいと思いますし、国の政策判断の遅さ、総理はちゅうちょなくという割には、本当にちゅうちょなくやっているのかと思うような対応ですが、県としてできることをこれからもしっかりとやり続けていただきたいと思います。

今回緊急事態宣言の延長も検討されているようで、知事会でも要請したわけですが、知事はこれまでの定例記者会見等で、現状の状況であれば、岩手県は延長にならないような趣旨の答えをしてきたと思います。国が全国一律に緊急事態宣言をやるのはいいけれども、岩手県とすれば、今の状況であれば延長はしませんという認識でいるのかどうか、あるいは岩手県も延長するのかどうか、説明をしてください。

○**白水総務部長** まず、緊急事態宣言あるいは緊急事態措置についてであります。恐らくこのゴールデンウィークの期間中に、国で専門家会議の意見を聞いた上で、しかるべき内容の措置がされると思っております。その中で、国から感染拡大地域や蔓延地域、岩手県は今のところ未確認地域であります。その地域ごとにどのような措置を講じていくべきかも含めて、考え方が示される可能性があるということで、まずはその内容をしっかりと押さえないとはいけないと思っております。

また、延長の期間につきましてもゴールデンウィーク後、5月7日以降2週間なのか、あるいは5月いっぱいなのか、はたまたさらに1カ月なのか、その期間がどのように示されるのかに応じて、秋田県、宮城県、青森県につきましては総務部長同士で携帯の番号も交換して、土日も含めてすぐにどういう状況なのか確認できる体制にしておりますので、隣県の考え方にも気を配りながら、総合的に勘案して最終判断をしなければいけないと思

っております。

いずれにいたしましても、国の方針が出ましたら、直ちに県の対策本部等を開いて方針を出して、県民の皆様にしかりと伝えるという対応をさせていただければと考えております。

○**工藤大輔委員** 知事の記者会見では、延長は必要ないようなニュアンスだったので、誤解のないように、誤解というか、考えが変わることも当然あり得ますから、国が全体でやれというのであれば、必要なだろうとも思います。

次に、先ほどの佐々木順一委員の答弁の中で、協力しない事業者の全体を把握されていないとのことでしたが、今後、把握していく考えなのかどうか、また協力しなかった事業者等について、他県では公表していますが、岩手県ではどのように対応される考えなのかお伺いします。

○**加藤政策課長** 全体の休業状況の把握についてであります。先ほどの御答弁のとおり、組合等を通じて現在確認しておりますが、組合に加盟していない個人営業などもありまして、最終的には協力金の申請の段階で確認することになるかと考えております。

また、他県では休業していない店名を公表していますが、現在本県が休業の協力要請を行っておりますのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第24条第9項に基づくもので、協力の要請という形をとっております。もし公表するということになりましたと、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の休業の要請をしなければなりませんので、本県はまだ第1段階という状況です。

○**工藤大輔委員** 現状についてはわかりました。

次に、国からの交付金額が決まっていないことについて、これは市町村からの声なのですが、国庫補助の地方負担額の算定、あるいは感染状況や人口等が今回の金額の算定基準とされる中で、今現在、感染が確認されていない状況では大きく減額されるのではないかとということを中心に心配しています。

岩手県とすれば、感染者が確認されていない現状において大きく減額されるのかどうかすらまだわかっていないのは心配だと思うのですが、どの程度どうなのかということについて、今捉えている感触としてはどうなのかお伺いします。

また、市町村は行政改革等でかなり人員を削った中で仕事をしています。そういった中で、計画策定等もかなり負担になっているので、県からの応援がほしいという声も聞きます。また、窓口業務もサポートしてほしいという思いもあるようです。県とすれば今後どのように市町村との連携を進めていくのか。どうもまだまだ一体性がないというか、県と市町村との間にギャップがあるのではないかと首長さん方の話も聞きます。この問題をどのように解消しながら新型コロナウイルス感染症対策に当たっていくのか、いま一度答えていただきたいと思っております。

○**小原参事兼財政課総括課長** まず、配分額の関係です。交付限度額の考え方については、今工藤大輔委員からお話がありましてとおりの、人口と感染状況、国庫補助事業負担額等に

応じるものとお聞きしているところですが、先ほど来申し上げておりますように、それ以上の情報がありませんので、今の段階では感触というのなかなかつかみ切れないところですので、当方から、また全国知事会におきましても総額を大幅に増額するようという要望と、各県の配分につきましても感染症の発生状況にかかわらず設定するようにと申し入れをしているところです。

○**松村市町村課総括課長** 市町村の人員等が少なく、負担感がかなり大きくなっていることについて、市町村では今回の1人10万円ずつという特別定額給付金の作業を進めているところですが、例えば、作業のピークがどの辺にあるのか、あるいはアルバイトの方を雇えるのか雇えないのかといった事情等を丁寧に聞きながら、県からもサポートすることについて前向きに考えていきたいと思っております。

○**佐々木ふるさと振興部長** 首長との一体感をという意見があったのですが、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、医学的な系統と総務対応の2本の系統で、市町村との連携体制を敷かせていただいております。

また、今回の補正予算につきましては、総務部長と分担して、直接33首長さんとお話をさせていただいております。そういった直接的な連携も含めて、市町村の意見をしっかりと受けとめて対応しているところです。

○**工藤大輔委員** 私にはまだ一体感がないように見えます。国の対応についてもそうですが、やはり県の対応についても同時に聞こえてくることです。トップリーダーである知事が一体性を持ってやることも当然必要ですし、部長の方々がかわりながらでもいいですので、今後さらに市町村との関係性を深めていただきたいと思います。

次に、以前テレワークの件でお伺いしました。県でも進めていることについては理解しております。そこで、情報管理、情報漏えいについて非常に心配される場所ですが、どのような対策をとっているのかお伺いします。

○**古舘科学・情報政策室長** 情報漏えいに関するセキュリティ対策でございますが、今回の在宅勤務に関しましては、例えば特定個人情報のような重要な情報については、基本的には県庁から持ち出さないとすし、外部からのアクセスもできない仕組みとしておりますので、それについては出勤して作業していただくことになっております。

今現在やっております在宅勤務におきましては、もともと情報公開ができるような比較的機密性が低く、なおかつ所属長が承認したデータについて持ち出すことを認めております。さらに所属長は自宅で使うパソコンについても承認することとしております。

今回の予算に関しましては、県庁の内部のシステムに、外部からアクセスできるようなテレワークの仕組みを拡充しようとするものでして、県庁の中で行う業務、県庁の内部システムにある程度アクセスできる業務、県庁からデータを持ち帰って行う業務の三つに分けて在宅勤務を進めていきたいと考えています。

○**工藤大輔委員** しっかり対応をとっているということで了解しました。

今回の予算の人事管理費の中に保健衛生人材確保事業費が計上されています。提出予定

議案等説明会でも説明がありましたが、獣医師、薬剤師、保健師、それぞれ4人、2人、11人を補充したいとのことですが、数的に本当にこれで足りるのかという思いがあります。また、医師は急にふやせませんが、潜在看護師はふやせる要素はあると思います。保健福祉部でも議論等になるかと思いますが、今できる対応を十分やっておかないと、研修も含めて実際に数カ月かかると思いますし、その不安を解消するような対策等もとらなければ、潜在看護師が現場復帰するのにちゅうちょすると思いますので、この対応についても早急に取り組むべきだと思いますが、所感があればお伺いします。

次に大学費についてですが、今回恐らく学生のニーズ把握をしていくと思うのですが、大学が10万円や5万円を全学生に支給するケースも見られたり、県外の大学に2人、3人通わせている世帯もあったり、あるいは文部科学省で授業料の前期納付期限を延長する措置をとったことにより、国公立100%、市町村でも九十数%がやっていますが、授業料を既に支払っているケースが大半だと思いますので、今延期しても実際支払ってしまった世帯はこれからの生活も含めて非常に心配なのではないかと思います。さまざまなニーズを把握しながら、県としても必要な対策をとるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○千葉理事兼副部長兼総務室長 私からは、人材確保事業について申し上げます。この予算要求の人数で足りるのかということですが、こちらとしてもたくさんいただければ本当にありがたいと思っているのですが、現在まだ何人ということは申し上げられないところです。もともと県のOBの保健師の方々を想定していたところですが、市町村OBの保健師の方からも何とかお願いしたいとのことでありまして、当初10人程度と考えていたところ、もう少し多く手を挙げていただけそうな状況であります。予算要求している分と合わせて、既配の会計年度任用職員の予算なども使いながら、特に保健所長が専任でいらっしゃる一関、大船渡、久慈保健所に、きちんとベテランの保健師などに入っただいて、保健所の体制強化を図りたいと考えているところであります。この事業については、既配の予算も活用することで、充実を図ってまいりたいと考えております。

○佐々木ふるさと振興部長 高等教育機関の就学支援の関係であります。この4月から国で就学支援制度を設けておりまして、年収380万円未満の世帯における学生の授業料を段階的に軽減するものであります。この制度につきましては、3月末に各大学、4月に入ってから県から大学に周知の依頼をしているところです。県立大学には、さらに減免の制度があります。

○工藤大輔委員 就学支援制度は年収380万円未満ですが、それを超えていても、複数名を大学に通わせている世帯も当然あります。その現状に照らし合わせて、これでは少し足りないという判断も出てくるのではないかと思います。そのためには学生や家庭の状況を一定限調査して、現状はどうなっているかをまず把握しながら対策を講じる必要があると思いますので、検討をお願いします。

○佐々木ふるさと振興部長 大学につきましては、学生のアルバイトの件も問題になってきておりますので、県としては、おおむね大学から聞き取り調査をしているのですが、さ

らに各大学の関係者と会合を持って実情を聞きながら、具体的にどういったことが必要か、現場の声も含めて県としても対応していこうと、今まさに動き出しているところです。

○**飯澤匡委員** 私も財政のことを聞こうと思ったのですが、大方の委員が質問しましたので、それについては、適宜、触れさせていただきたいと思います。

まず、質問の第1は、知事の戦略的かつ効果的な情報の発信の仕方についてです。緊急事態宣言が発令されて、明らかにフェーズが1段階、2段階も上がって、知事がいろいろな要請や指示ができることになっています。しかし、今の広報状況を私自身全部見たわけではないのですが、あくまでも通常ベースで行っているような気がします。他県に比べて、本県は確認者ゼロということもあって、過剰なこともなかなか言えない環境というのも理解しますが、もう少し踏み込んだ情報の発信の仕方があってしかるべきだと思っています。基本的にどういう姿勢で広報戦略をやっているのかお伺いします。

○**藤原広聴広報課総括課長** 4月16日に緊急事態宣言が発令されて以降となりますと、4月17日に岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議の後に定例記者会見がありました。知事の発表事項の中に本部員会議における確認事項について盛り込ませていただき、県民の皆様幅広く発信いたしました。また、ホームページでもメッセージの状況とともに、テキストとしても上げて広く発信しております。その内容につきましては、4月18日の新聞で若干触れているものもあります。

また、4月23日の岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第12回本部員会議の後も定例記者会見を設けまして、知事のメッセージと、県民へのお願いということで、同様に動画等も含めましてホームページに上げさせていただいている状況です。

○**飯澤匡委員** いろいろやっているのはわかりますが、県民に伝わらないと意味がないので、それが効果的かどうかということを第三者的にちゃんと検証する必要があると思います。通常の行政のスタイルでやったのでは県民にはなかなか伝わらない。新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態宣言が発令されたことを、もっともっと重く受けとめて、知事として県民に対するメッセージをもっと積極的に発信する必要があるのではないかと思います。

どうも広報の仕方については、県民が引きつけられるような戦略的な発信の仕方、これは県の政策運営の仕方にもなるのですが、県独自としてのものがなかなか出てこない。岩手県はどうなっているのだというのが県民の素直な反応だと思います。マスメディアも感染者が多い地域を注目してしまうので、岩手県はなかなか注目されない。しかし、それを逆手にとって、感染者ゼロという事実について、本県はどういう状況で、どういうことをやっているのか積極的に発信するのも、本県のあるべき姿だと思うのです。その辺については、どういう戦略的なことを考察されて、広報戦略を練って実行しているのかお伺いします。

○**八重樫政策企画部長** 県民への情報提供につきましては、各種広報媒体あるいはSNS等を積極的に活用し、報道機関の協力を得ながらさまざまな手段により迅速に行うことと

しているところであります。知事におきましてもみずから情報発信の最前線に立って積極的に周知をするということで、NHKの番組に出演しての県民へのメッセージ等々を行っているところでありまして、今委員から御指摘があった岩手県独自でということ、つまりまだ感染者が出ておりませんという意味で、まず安全、安心な部分につきましても、しっかりと発信をしていきたいと思っておりますし、SNSに関しましては、4月30日、本日は、LINEの公式アカウントを開設して、県民一人一人へ新型コロナウイルス感染症関連の情報を発信する予定でありますし、ホームページにつきましても、当初のホームページをかなり見直しまして、しっかり情報を提供できるように努めているところであります。

○飯澤匡委員 全部悪いということではないです。ツイッターで、きょうPCR検査を受けた方が何名でどういう結果だったと発信していることについては評価します。ただ、ツイッターをやっている人が県民の中にどの程度いるのかということもありますので、もう少しテレビだったり、NHKの番組に出るなど、広報媒体を多角的に使っていただきたいと思っております。

次の質問にも関係しますが、通常ベースではなく緊急事態だということをしかり認識して、次の段階に進んだときに本県がどういう姿勢なのかを示すことは、岩手県としてのこれからの行動指針にもつながっていくと思っておりますので、そこは留意してやっていただきたいと要望します。

次に、大分前になりますが、市町村長との連絡会議の中で、いわゆる発熱外来については首長さんから要望があつて、それが実現されつつあるということで、会議として成果が出たのだと思っておりますが、聞くところによると、当初知事は出席する予定はなかったとメディアの報道にありましたが、それは本当かどうか、まずお伺いします。

○佐々木ふるさと振興部長 市町村との意見交換をやることは決まっています、対応するべき者については、それぞれの都合の中で決めていこうという状況にあります。

○飯澤匡委員 なかなか苦しい答弁ですね。答弁は求めませんが、そこがさっき言った情報発信にもつながってくるのです。これは緊急事態宣言の前でしたが、首長との意見を聞く場面に知事が出ないというのはなかなか考えられない話ですので、これからはしっかりとお願いしたいと思っております。知事が出てから、結果的に発熱外来の話が前に進んだと私は思っております。

もう一つ、情報発信のあり方についてお伺いをしますが、先日岩手県として予算に係る要望を政府に送りましたが、要望先にどのように渡して、効果的に受けとめてもらおうとしているのか、その経路についてお伺いします。

○照井政策企画課総括課長 国への県の要望についてであります。省庁によりましては、今個別の要望を受け付けていないこともあり、また東京事務所におきましては、先ほどの答弁にもありましたが、省庁等を回っての活動は十分にできない状況にありまして、郵送により要望を送らせていただいたところですので。その後、総務部長から総務省に個別に電話をするなどフォローさせていただいているところであります。

○飯澤匡委員 大変苦慮されていると思います。そこで私が大変気になるのは、2月定例会が終わった後に、知事は定例記者会見で、この内閣では新型コロナウイルス感染症対策はできないと批判を繰り返したことです。これは政治に絡んだ記者会見であって、少なからず定例記者会見という公式の場で、本県の知事があのような発言をするということは、岩手県政にとってどれほどの利益があるのかと思うのです。これは本会議で御本人に質問させていただきますが、皆さん方が大いに苦慮されていると思うわけです。一介の政治家としての側面もあると知事は常々言っていますが、このような事態にあって、あのような発言を公式の場ですることを、私はとても理解できない。

かつて大阪市長であった橋下市長は、知事もやりましたが、政治にかかわる部分は公式会見ではなくて、別の場所でしっかりと縦分けて発言をされたという記憶があります。本県の県民利益を考えた場合に、知事の発言の場所など、区分けというのはどのようになっているのですか。私は、皆さん方が苦勞する話だと思うのです。あの岩手県だものなど。確かに政治的には対立しているのでしょう。ある意味、野党の皆さん方を鼓舞した発言なのかもしれない。しかし、翻って県民の利益に資しているかどうかということは、私はどこの政党にも属していませんから大きな声で言えると思うのですが、決していいようにはならなかった、なっていないと思うわけです。したがって、この情報発信のあり方については、もう少し制御してやる工夫が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○八重樫政策企画部長 今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月23日に、各政党会派の要望も踏まえて、県として国への緊急要望を行わせていただきました。今回の対策については、やはり国と地方が十分に連携して効果的な施策を講じることが必要であると考えておりますので、飯澤委員からございました意見等もしっかり受けとめさせていただきますと考えております。

○飯澤匡委員 私は、この難局を乗り越えるためには、あらゆる力を総動員して行う必要があると思います。今日まで岩手県が感染者確認ゼロというのは、これは県民の皆さん方一人一人の心がけや、さまざまな協力があるからこそだと思います。

お金の流れは東日本大震災津波以来大きく変わりました。それまでは地方創生、地方分権、地方制度調査会では地方の独立という話もありましたが、残念ながらそういう状態には至っていない。しかし、現実的に我々が生きていく、そしてこの物事を越えていくためには、今お金がある方向に向かって、しっかりとその対策を練っていかなければならないと思うわけです。ここで皆さん方に言っても仕方ないのですが、やはり情報発信の仕方についてはもう少し創意工夫というか、いろいろなことを皆さん方とそろえられてやっていただきたいと思います。要望する先の方々に、あそこの知事はこういうことを言っているな、何だろうと振り向きざまに言われるのは、私はとても悔しい思いをします。言われないのかもしれませんが、実際にそのような目で見ていると言っています。県庁全体での話ですから、その辺はしっかりやっていただくようお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、今は喫緊の対策で、皆さん方精いっぱいだろうと思うし、今

日までの御努力や御活動については心から敬意を表したいと思います。しかしながら、アフターコロナと言われる次の時代、まさに2020年代初頭にこのようなことになってしまったので、経済の停滞は恐らく1年、2年では済まないと思いますし、識者の話によれば、かつて隆盛を誇ったあの日にはもう帰れない。新しい経済の法則であったり、新しいライフスタイルが新型コロナウイルス感染症の終息後には次々に出てくる可能性がある。また逆に、日本の経営の内部留保や終身雇用制度については見直されるのではないかという指摘もあります。

何を言いたいかというと、今いわて県民計画（2019～2028）を立ててやっていますが、これは全く現状のものではなくて社会の変容に従って、逆にその変容にもっとメリットを求めていくような計画を、暫時弾力的に変えていく必要があるのではないかと思っています。10年先という形で作られているわけですが、私は幸福を主論としたあり方についても考え直す時期が来るのではないかと思うのですが、今後の長期計画に対する考え方についてお伺いします。

○照井政策企画課総括課長 いわて県民計画（2019～2028）の今後の方向性という部分についてであります。確かに新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、計画に沿ったかなりの事業が延期あるいは縮小、中止になる可能性があるものと認識しております。世界的規模の危機的状況の中で、県民計画の立てる目標を達成するためには、予定外の行動や予定外に休むことも必要だと思っております。状況を踏まえながら臨機に対応していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 ニューヨーク原油に値がつかないなど、考えられなかった事態が今発生していて、今までは、東日本大震災津波を除いては大変恵まれてきた時代を生きてきたのかなと思うのですが、まさに時代の転換というか、考え方の転換、テレワークの進展であったり、学校教育現場でのいろいろな変革、きょう9月の始業という話題も出ていますが、いろいろ変化は求められてくるし、あわせて急激な人口減少ということで、その点は本当に柔軟に対処をして、よりよき姿を10年後に求められるようにしていただきたい。

最後に申し上げますが、岩手県のよさを再認識された部分もありますので、それをしっかり県民にも訴えていく、自信を持たせていく、そして、産業振興のあり方にも、これまで中国の野菜工場などからも輸入してきた状況もありましたが、今こそ食料供給基地としての新しい考え方で進むいい契機になったかもしれない。新型コロナウイルス感染症の終息後には、そこに対する人材育成の投資であるとか、いろいろ考え方が大きく変わることにもなっていますので、今からでもある部署ではそういう企画みたいなものをしっかり温めていただいて、柔軟にというよりも、もっと戦略的にやっていただくようお願いしたいと思いますが、御所見があったらお伺いします。

○八重樫政策企画部長 今回の新型コロナウイルス感染症対策については、当面の対策としては、今回第2弾で公表させていただきました経済対策パッケージということで、経済雇用対策を中心にさまざまな対策を打っていきますが、今委員から御指摘のありましたと

おり、まさに日本的経営の革新のチャンスでもありまして、テレワークであったり、ウェブ会議を進めているところでもあります。そうした取り組みをアフターコロナでもつなげていく、あるいは岩手県のよさをしっかり再認識して、本県の魅力を戦略的に広めていくことについて、しっかり心にとめながら対応していきたいと考えております。

○**武田哲委員** 岩崎委員からも東京事務所等の職員の方の話がありましたが、ある自治体の職員の方から、県の職員の方々にも民間に出向している人たちもいるだろうとお聞きしました。その中で、先ほど工藤委員からも話がありましたが、自治体の方々は本当に少ない人数で何とかやりくりしている状況なので、今民間に行っている人たちを戻してもらえないものかという話もありました。実際、外に出向している方々の今の勤務状況はどのようなになっているのでしょうか。

○**村上参事兼人事課総括課長** 今民間企業、あるいは省庁等の関係機関に出向している職員はおりますが、基本的に出向先の、例えば在宅勤務、あるいはテレワークをしている状況に合わせて勤務していると伺っております。特に民間企業等では、在宅勤務の期間が1カ月丸々という職員もおりますし、省庁に行っている職員であれば、例えば2日に一遍あるいは3日に一遍のようなローテーション勤務になっていると聞いております。今のそれぞれの勤務先で対応している状況です。

○**武田哲委員** それぞれのところで経験を積みながら研修もしているのだと思います。それは重々わかりますが、さまざまな自治体では、少ない人数で頑張っており、何とか県の助けが必要だと思いますし、また、財政の話もありましたが、財政調整基金をほとんど積んでいない自治体は本当に苦しみながら今のこの危機を乗り越えようとしている。そのことも踏まえながら、今後さまざまな形で互いに手を取り合いながらやっていっていただきたいと思っております。

また、工藤委員から大学生の話がありました。実際、都内の大学に行っている学生がかなりいます。今、学校にも行けないと苦しんでいます。親御さんたちも新型コロナウイルス感染症に罹患しないかと心配しています。学校で授業を受けないわけですから、本当は岩手県に帰ってきてもらいたい、岩手県で過ごしてもらいたい、そのほうが生活費という面からもかなりいいのではないかと、光熱費分だけでもかなり楽になるのではないかとという声もあります。また、関東の自治体に熱が出たと幾ら電話をしてもほとんどつながらないと、本当に苦しんでいるようです。そういった県外で暮らしている若者たちの不安にはどのように寄り添っている状況でしょうか。

○**佐々木ふるさと振興部長** 県内はもちろん、東京都等県外の大学生につきましては、委員がおっしゃるとおり苦労しているだろうということで、まずは県が持っているSNS等さまざまなものを使って、心を一つにみんな頑張ろうという知事からのメッセージを送らせていただいたところです。今後は、生活のサポートとして、理工系あるいは看護や介護老人保健施設関係の授業を受けるために奨学金をもらった学生が、岩手県に一定程度勤めればその奨学金が免除になる制度等がありますが、その制度等を改めて、金銭的な部分で

苦労している学生さんたちも活用できるようにしたいと考えております。

正直、それぞれの学生を追いかけようかと思ったのですが、やはり難しい。高校も大学も把握していないということもあり、しからば岩手県の持っているネットワークを使って、まずは気持ちの中で負けないで頑張ろうというメッセージを何とか伝えようとしております。次からは具体的に、こういった制度があるので活用してくださいという話や、何か必要なものがあつた場合にはいろいろ対応できるようにするなど、学生が安全、安心に生活できるように今まさに検討しているところです。

○武田哲委員 答えづらい質問だったと思うのですが、確かに知事からの、一つになってというメッセージはすごくよかったと思います。しかし、実際は、語学を研修するために留学しようとしていた大学生たちやその親御さんからは、留学先の大学には学費も納めているのに本当に留学できるかどうかわからない、どうなるのだろうという不安の声があります。ましてや1年間休学扱いになる大学生たちもいます。さまざまな問題が山積みしています。

東日本大震災津波では、お互いが手を取り合い、一緒に頑張りましょうと声をかけ合える状況があつたと思います。温かいものを届けたりなど、お互いが触れ合つて一緒になつてこの危機を乗り越えようという感じがあつたのですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関してはなかなかそうもいきません。一緒になつてこの危機を乗り越えましょうという情報発信がすごく難しいと思っています。

そうした中で、いろいろな企業の人たちが頑張っています。そういった姿をしっかりと伝えながら、岩手県が果たしている役割や県の中で企業が果たしている役割など、何か希望になるものを見せていかなければならないと思っています。それが大学生たちの将来の就職先にもかかわってくると思います。

本当に震災や台風被害のときのように、みんなで助け合つてこの危機を乗り越えるという感じではないのです。そのところを今後どのように規模感を持ってやっていくのか見えてこないところでありますが、どのようにお考えでしょうか。

○佐々木ふるさと振興部長 武田委員の重要な指摘について、今これといった回答は持ち得ていないというのが正直なところです。経済においては、商工労働観光部で本県の産業界を何とか元気づけようと動き出しています。安心、安全については保健福祉部で総合的に、それらトータルで岩手県として頑張るといふことになるのかと思います。大きな流れの中で、学生たちがこれから頑張れるためのいろいろな情報をできるだけ集めて、伝わるような努力をし、また具体的に何か支援ができないか総合的に考えていく必要があると思っています。これは早急に、議員の先生方からもいろいろな助言をいただきながら対応していかなければならないと思っています。よろしくお願いします。

○武田哲委員 先ほど飯澤委員からも県の要望を政府にどのように伝えたのかという質問がありました。政府に対してさまざま進言あるいは問題提起でき、また、その情報を一番早く仕入れることができるのは国会議員の先生方だと思っています。電話でのお願いな

のか、郵送でのお願いなのかはあると思いますが、それぞれ頑張っている政治家の方々があります。それこそ知事も言いたいことはたくさんあると思いますが、今後どのようにやっていく予定なのか、どのように関係性を築いていこうと思われているのかお伺いします。

○**照井政策企画課総括課長** 先ほどの県の要望のことですが、少し補足させていただきますと、県選出国會議員の方にも要望書をお送りさせていただいておりまして、御支援賜るようお願いしております。そういう関係性、つながりも大事にしながら、国への要望を続けていきたいと考えております。

○**佐々木宣和委員** 簡潔に伺いたいと思います。

まず、休業要請について、施設の種類等々を指し示していますが、休業補償 10 万円、1,000 件で 1 億円という制度設計だと思いますけれども、この中に入っていない、クラスターを防ぐ、あるいは他県からの往来があるような施設からも相談があると思うのですが、この 1,000 件という数字はどうやって積み上げたのかお伺いします。

○**加藤政策課長** 1,000 件の内訳についてであります。まず、接待等飲食の営業店がおよそ 600 件です。こちらは、公安委員会の許可数を参考にしているものです。遊技場、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターについても公安委員会の許可数を参考にしております。おおよそ 200 件ほどであります。スポーツクラブ、ヨガスタジオにつきましては、組合等がない状況ですので、県で独自にインターネット等で調べた件数になりますが、60 件程度見込んでおります。劇場、観覧場、映画館などイベントを行える、あるいは演奏を行える施設については、県の興業生活衛生同業組合の名簿から、おおよそ 60 件ほど見込んでおります。

○**佐々木宣和委員** スポーツクラブ、ヨガスタジオ等に関しては組合がないということで、自分が経営している施設が要請に入っているのかどうか、なかなか判断しかねる方もいると思います。先ほども質疑の中で、休業要請に応じないところに対してはという話がありましたが、逆に要請されていないけれども、うちの施設はクラスターになり得るから自主的に休業したほうが良いと思われている事業者もいるようですので、相談があった際には検討して取り組んでいただきたいところです。

もう一つ、情報発信に関する話です。今いろいろなメディアがあります。SNS もありますし、新聞もあります。新聞もなかなか読まなくなっているという話もありますし、紙媒体でないと読まないという方もいるかもしれません。昔と違ってメディアが多様化することによって、人によって情報格差が生まれる可能性があると思っています。私も地元でお話しする際は紙じゃないと伝わらないと思っているのですが、先ほどリーフレット等々の配布に関しては県の施設に幾らか置くことからスタートするという話がありました。県内の方々に正確に広くスピーディーに伝えるべきだと思いますが、県内の情報格差といいますか、受け取る側の体制といいますか、今出歩かないようにしていただきたいと言われている状態ですので、その辺でいろんな話を聞いて、ああそうなのだということもなかなか難しい状態だと思っています。より広く伝えるためにどんなことを考えられているのかお伺

いします。

○藤原広聴広報課総括課長 緊急事態宣言もそうですが、事態が急速に変わるものが多いので、基本的には、変わるたびに随時更新できるホームページで詳しくは発信しております。それをツイッターなどでリツイートする形をとっておりますが、ただ委員御指摘のように、ホームページやスマートフォンではなかなかという方も多くいらっしゃいますので、今回の補正で、新聞への掲載と、県が連携協定を結んでおりますコンビニエンスストアにチラシを配架いたしまして、お買い物をされる場合に手に取っていただくような形で周知を図りたいと考えております。

○佐々木宣和委員 支援策も矢継ぎ早にいろいろ更新されているので、これを正確に何とか伝えられるように、ウェブも即効性がありますので大切なのですが、私も出歩いて伝えられる状況ではないので、その辺を考えていただきたいと思います。

もう一つ、県庁のリモートワークの話について、工藤委員からも質疑がありましたが、まずはセキュリティーのことを考えて、その段階を切り分けて、その仕事ごとにどういう対応をしていけばいいのか検討して取り組んでいるとのことでしたが、実際にどのくらいの仕事と人数がリモートワークに移行できるのでしょうか。

○古舘科学・情報政策室長 今回リモートワークとして、外部のパーソナルコンピューターから県のシステムにアクセスできる人数については、現行 50 人のところを 300 人まで引き上げることを考えています。本来であれば、もっと多くの職員ができればいいと考えておりますが、実際今のネットワークの構成やシステムの構成を考えますと、それ以上になるとリモートワークが実質的に難しくなると考えておりますので、その 300 人分を職員に割り当てることで考えております。

○佐々木宣和委員 それは、県職員四千何百人の中の 300 人ぐらいはリモートでやれるようなイメージなのですか。

ちなみに端末ですが、最近では自分の端末を会社で使えるようにしているところもありますが、端末自体は県のものなののでしょうか。

○古舘科学・情報政策室長 御指摘ありましたとおり、今の 2 交代勤務で実施した場合、全ての職員がこのリモートを使えるわけではありません。リモートを使えない職員は、先ほど申しましたとおり、所属長が持ち出しを認めたデータのみを自宅に持ち帰り作業を行うこととなります。

端末につきましては、基本はBYOD (Bring Your Own Device) ということで、所属長が認めた職員個人の端末を使っていただくことで考えておりますが、今回の予算案をお認めいただいた後は、300 台のうちの半分は公費で端末を用意したいと考えております。

○佐々木宣和委員 これを機会にリモートワークを考えていくことはとても重要なことではないかと思っています。飯澤委員からアフターコロナの話がありましたが、そもそもいわて県民計画 (2019～2028) では、岩手県全体で人口が減っていく中、いろいろな方と

連携をとっていこうという発想だったと思うのですが、今はなかなか外を出歩けないわけですから、それができない。いつ新型コロナウイルス感染症が終息するのもわからない。新型コロナウイルス感染症とつき合うウィズコロナの期間が終わっても、一気に人の動きが元に戻ることはまずあり得ないと思うのです。ビジネスの世界や恐らく教育や医療でもウェブでいろいろなことができるようになり、それが拡張されていくかもしれない。EC（電子商取引）サイトでも利用者がすごくふえているので、ローカルでECがどのぐらい見込めるのかという発想もしなければならぬと思います。飲食店でもデリバリーをやっていたところ、今はやるような話になっていますし、展示会なども変わるのではないかと話もあります。

新型コロナウイルス感染症終息後、世の中がすごく変わったときに、我々は岩手県として何とか発展していくための糧にしたいと思っています。ですから、いわて県民計画（2019～2028）の中で新型コロナウイルス感染症に関してうまく対応して組み込める部分はしっかり考えていただきたい。同じように都道府県によってリアクションが早いところ、遅いところと差が出るのではないかと話もありますし、例えば教育の話として、1人1台のタブレット端末を配備することについても、自治体によっては予算はあるけれども使っていないかったり、そもそも端末を確保していなかったりと、中のクオリティを上げていくことがなかなかできないのがすごく悔しいところなのです。話を戻しまして、新型コロナウイルス感染症をどう生かすのか、今のうちから考えていただきたいのですが、御答弁をお願いします。

○**照井政策企画課総括課長** まさに委員御指摘のことは中でも議論しておりまして、今は緊急対策としていろいろやっておりますが、それによって、例えば遠隔教育が進んだり、プロジェクトで掲げているソサエティー5.0に関する部分の具体化がいろいろ進むなどあるのだろうと考えております。新型コロナウイルス感染症の終息がいつになるかわからない段階ではありますが、そういうものも視点に入れながら、例えば工程表を見直すなど、今後、臨機に対応していきたいと思っております。

○**千葉理事兼副部長兼総務室長** 行政経営プランの部分で申し上げますと、実は在宅勤務につきましては令和3年から少しずつやっていたところですが、結果的に前倒しで実施することになりました。委員の御指摘もしっかりと受けとめ、どのような課題があるのか、どのようなことをやればより県民へのサービスがよくなるのか、しっかり考えていきたいと思っております。

○**岩渕誠委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第4号の岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をを求めることについてにより御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

次に、2の条例の内容についてであります。まず(1)の第1条関係のアの県民税関係につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置等の期限を延長したものでございます。

次に、イの事業税関係については、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る課税方式及び税率を定めたものでございます。

次に、ウの不動産取得税関係につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置等を延長したものでございます。

次に、エの県たばこ税関係につきましては、一定の売り渡し、または消費等に係る製造たばこに対する課税免除につきまして、課税免除事由に該当することを証する書類の保存を前提に申告書への当該書類の添付を不要としたものでございます。

次に、オのその他につきましては、地方税法の一部改正に伴い改元等、所要の整備をしたものでございます。

次に、(2)の第2条関係につきましては、過去に改正した岩手県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したものでございます。

最後に、3の施行期日等についてであります。令和2年4月1日から施行したこと及び所要の経過措置を講じたものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**岩渕誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

本日の日程はこれをもって全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。